

西原町ふるさとづくり寄附金運営事業 業務委託仕様書

1. 業務目的

本町へのふるさと納税寄附者に対して、インターネット（パソコン及びスマートフォン等）を活用した寄附手法の導入を行い、寄附がしやすい環境を整備することで寄附者の増加を図る。また、本町の特産品等による返礼品のPRを行うことで、本町の魅力を発信することを目的とする。

2. 業務名

「西原町ふるさとづくり寄附金運営事業」業務委託

3. 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

ただし、クレジット決済が稼働（6月稼働予定）するまでの期間は業務を開始するための準備期間とする。

4. 業務概要

- (1) インターネット上において、クレジット決済（Yahoo! 公金支払いを導入予定）の代理納付、寄附申込（氏名・住所・連絡先・電子メール）、寄附金の使途選択、氏名の公表可否、返礼品の選択ができる受付ポータルサイトと連携し、寄附情報や返礼品の配送状況等がデータ管理できるシステムを構築し提供すること。
- (2) システムの不具合等に関する問い合わせへの対応に関すること。
- (3) 本町のふるさと納税に関するPR（簡易カタログの作成等）に関すること。
- (4) その他当該事業を円滑に遂行するために必要な業務に関すること。

5. 業務内容

- (1) ポータルサイト及び管理システムについて

ア 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく寄附金の代理納付、寄附の申込み、寄附金の使途選択、寄附者公表の選択、返礼品の選択について、一連の手続きがポータルサイト上で全て行えること。

イ アのポータルサイトと連動したデータ管理システムを構築し、収納状況や寄附申込情報及び返礼品配送状況等のデータを集約すること。また、集約された管理データは、町や町商工会（商品開発や発注、発送等を担うため）において随時抽出・出力が可能であること。

ウ 返礼品の在庫状況に応じて、ポータルサイトに掲載された表示を適宜切替できること。

エ 管理システムを通して寄附金受領証明書、寄附金税額控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則第55号の5様式）、寄附金税額控除に係る申告特例通

知書（地方税法施行規則第55号の7様式）の作成が行えること。なお、発送については本町で行う。

オ 銀行振込、郵便局振込、窓口での寄附等、ポータルサイトを利用しない寄附があった場合、町が寄附者の代理受付をポータルサイトにて行うことが可能であること。

カ その他、町の依頼に応じて、ポータルサイトの情報更新・修正が随時行えること。

(2) システムの不具合等に関する問い合わせへの対応について

ア システムに関する苦情や事故があった場合は、責任を持って対応することとし、併せて速やかに内容、経過等を町へ報告すること。

(3) ふるさと納税に関するPRについて

ア 受託者のふるさと納税に関するポータルサイトにおいて、本町に関する専用ページを作成し、本町の魅力をPRするような情報発信等を行うこと。

イ 返礼品について、簡易なカタログ等を紙及び電子データで作成すること。

(4) その他当該事業を円滑に遂行するために必要な業務

6. 打ち合わせ協議

(1) 本業務の実施に当たっては、業務実施日程表に従って行い、受託者は事前に十分、町と打合せを行い、手戻りを生じないように努めなければならない。

(2) 業務着手時、中間時、業務完了時に打合せを行う。ただし、業務が円滑に遂行されるよう、必要に応じ適宜実施するものとする。なお、受託者は打合せ記録を協議後、速やかに作成し委託者に提出するものとし、担当職員へ提出確認を行った後、相互に保管するものとする。

7. 提出書類

本業務を実施するにあたって受託者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施日程表
- (3) 業務計画書
- (4) 完了報告書
- (5) 作業（打合せ）記録簿
- (6) その他委託者が必要とする資料

8. 実績報告

受託者は、毎月末日における寄附金の受付実績について、翌月10日までに本町へ報告書を提出すること。また、履行期間終了後には完了報告書とあわせて当該年度の年次実績報告書を提出するものとする。

9. 委託料の支払

町は、受託者からの月次実績報告書を受領し、検収に合格したと認めるときは、契約書に基づき、適法な請求を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

10. 個人情報の適正管理

- (1) 本業務の履行にあたり、個人情報等の取扱いについて、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため適切な措置を講じること。
- (2) 本業務で知り得た寄附者の個人情報については、本業務の目的以外で使用してはならない。業務委託契約期間満了後においても同様とする。

11. 再委託の禁止

受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

12. 関係法令等の遵守

本業務を実施するにあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

13. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、実施するものとする。

14. その他

寄附に対する返礼割合について、今後の返礼品開発の進捗があった場合は、返礼割合を総務省通知の割合まで引き上げることを想定している。

以上